

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部改正について

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例（平成12年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の53の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表54の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表68の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表69の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

別表第6の1の項事務の欄中「3の項に該当するときを除く」を「4の項に該当しないときに限る」に改め、同表2の項事務の欄中「4の項に該当するときを除く」を「5の項に該当しないときに限る」に改め、同表中11の項を15の項とし、10の項を14の項とし、9の項を13の項とし、同項の前に次のように加える。

12	長期優良住宅促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査（登録住宅性能評価機関の発行する確認書又	登録住宅性能評価機関の発行する確認書又は住宅性能評価書が添付された場合の長期優良住宅	6の項に規定する金額の2分の1の額
----	---	--	-------------------

	は住宅性能評価書が添付されたときに限る。)	維持保全計画 変更認定申請 手数料	
--	-----------------------	-------------------------	--

別表第6の8の項金額の欄中「4の項」を「5の項」に改め、同項を同表11の項とし、同表7の項金額の欄中「3の項」を「4の項」に改め、同項を同表10の項とし、同項の前に次のように加える。

9	長期優良住宅促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査（12の項に該当しないときに限る。）	長期優良住宅 維持保全計画 変更認定申請 手数料	3の項に規定する金額の2分の1の額
---	---	-----------------------------------	-------------------

別表第6の6の項事務の欄中「8の項に該当するときを除く」を「11の項に該当しないときに限る」に改め、同項を同表8の項とし、同表5の項事務の欄中「7の項に該当するときを除く」を「10の項に該当しないときに限る」に改め、同項を同表7の項とし、同項の前に次のように加える。

6	長期優良住宅促進法第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査（登録住宅性能評価機関の発行する確認書又は住宅性能評価書が添付されたときに限る。）	登録住宅性能 評価機関の発行する確認書 又は住宅性能 評価書が添付された場合の 長期優良住宅 維持保全計画 認定申請手数料	5の項に規定する金額
---	--	---	------------

別表第6中4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、同項の前に次のように加える。

3	長期優良住宅促進法第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査（6の項に該当しないときに限る。）	長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料	2の項に規定する金額
---	--	---------------------	------------

別表第6備考第5項中「4の項」を「6の項」に改め、同表備考第6項中「5の項から8の項まで」を「7の項から12の項まで」に、「4の項」を「6の項」に改め、同表備考第7項中「1の項から4の項まで」を「1の項、2の項、4の項及び5の項」に改め、同表備考第8項中「5の項から8の項まで」を「7の項、8の項、10の項及び11の項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、この条例の公布の日又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

#### （提出理由）

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）の施行による長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の一部改正に伴う手数料の新設をする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。